

第39号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び加東市いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び加東市いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び加東市いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 前				改 正 後			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
いじめ問題対策委員会	委員	日額	8,000	いじめ問題対策委員会	委員（会議）	日額	27,500

[略]	[略]	[略]	[略]		に出席する場合)		
				委員(調査等を行う場合)及び調査員	時間額	22,000	
				[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市いじめ問題対策委員会条例の一部改正)

第2条 加東市いじめ問題対策委員会条例（平成30年加東市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
[新設]	<p>(調査員)</p> <p><u>第8条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 調査員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 調査員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、</u></p>

<u>第8条～第10条</u> 〔略〕	<u>調査が終了したときは、その結果を書面により速やかに委員会に報告するものとする。</u> <u>第9条～第11条</u> 〔略〕
---------------------	---

備考　表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第39号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び加東市いじめ問題 対策委員会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市いじめ問題対策委員会の委員の報酬を引き上げるとともに、当該委員会に調査員を設けることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）
 - ア 委員が会議に出席する場合の報酬の額を改めること。（別表）
 - イ 委員が調査等を行う場合の報酬の額を定めること。（別表）
 - ウ 調査員の報酬の額を定めること。（別表）
- (2) 加東市いじめ問題対策委員会条例の一部改正（第2条関係）
調査員に関する規定を加えること。（第8条）

3 施行期日 公布の日